

区画整理だより

第 **136** 号

平成26年5月発行

☆最近よくある質問にお答えします。

- ・ 建築行為等の許可申請について
- ・ 移転補償について



・建築行為等の許可申請について

広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行区域内で、
建築工事及び工作物築造工事等を行う場合は、土地区画整理法
第76条第1項の規定による町長の許可が必要です。



詳しい手続きの案内や届出様式は府中町ホームページを
ご覧になるか、向洋駅周辺区画整理事務所へお問い合わせください。

◎府中町ホームページから建築行為等の許可申請の案内や届出様式を探すには・・・

インターネットの府中町ホームページを検索してください。

- 町政情報
- 向洋駅周辺土地区画整理事業
- 建設行為等の許可申請（土地区画整理法第76条申請）案内（2014年4月1日更新）
- ダウンロード

※各様式をWORD形式又はPDF形式でダウンロードできます。印刷はA4縦の用紙を使用してください。

日曜相談

毎月第3日曜日向洋駅周辺区画整理事務所で
開催しています。お気軽にご相談ください。

日時：5月18日 朝9：00～昼12：00

日時：6月15日 朝9：00～昼12：00



お問い合わせ

〒735-0025

安芸郡府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

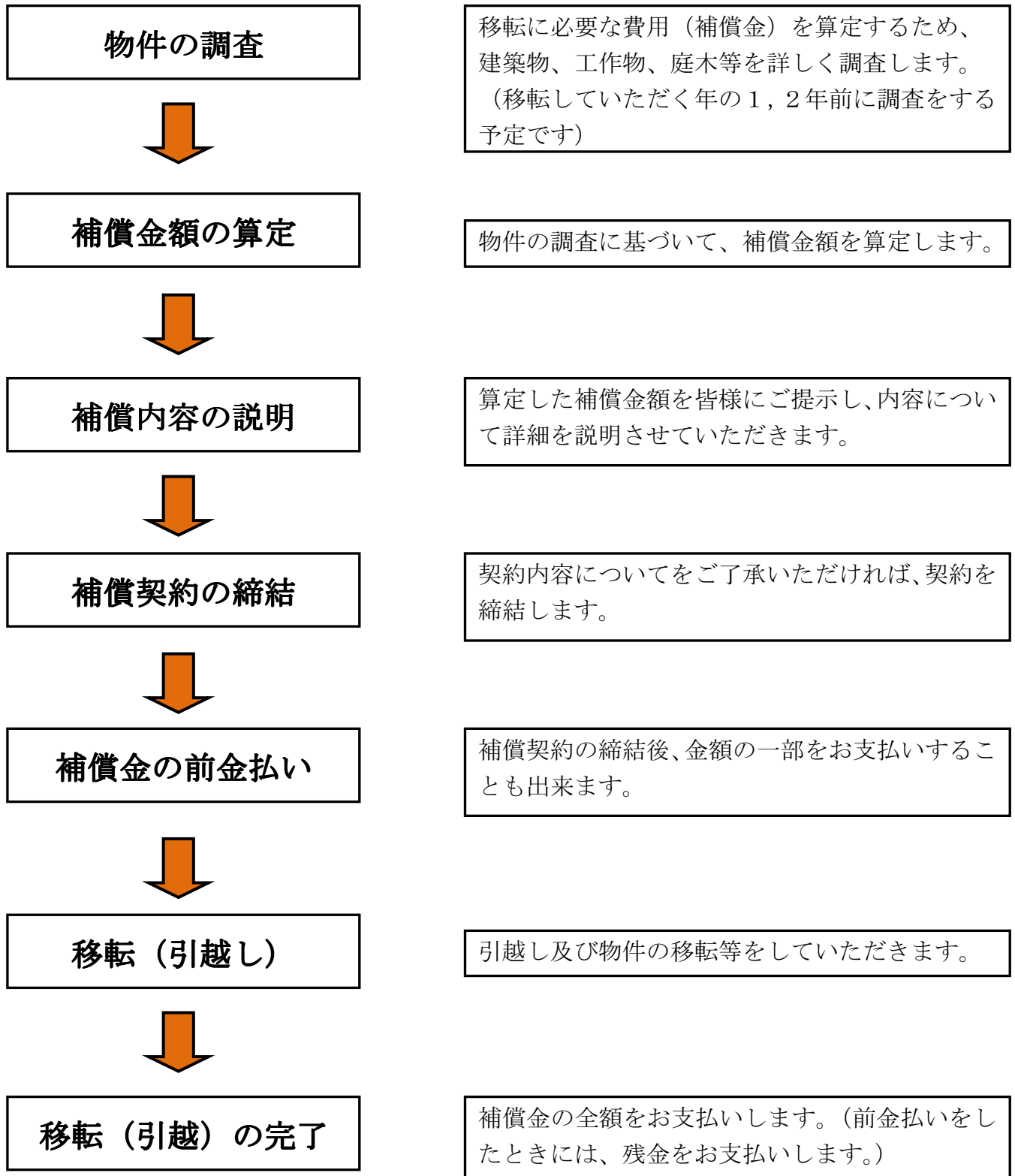
電話：286-3123 286-3124

・移転補償の流れについて

【移転補償とは】

移転計画に従い、現在ある建築物、工作物等を仮換地先に移転するために通常必要となる費用です。

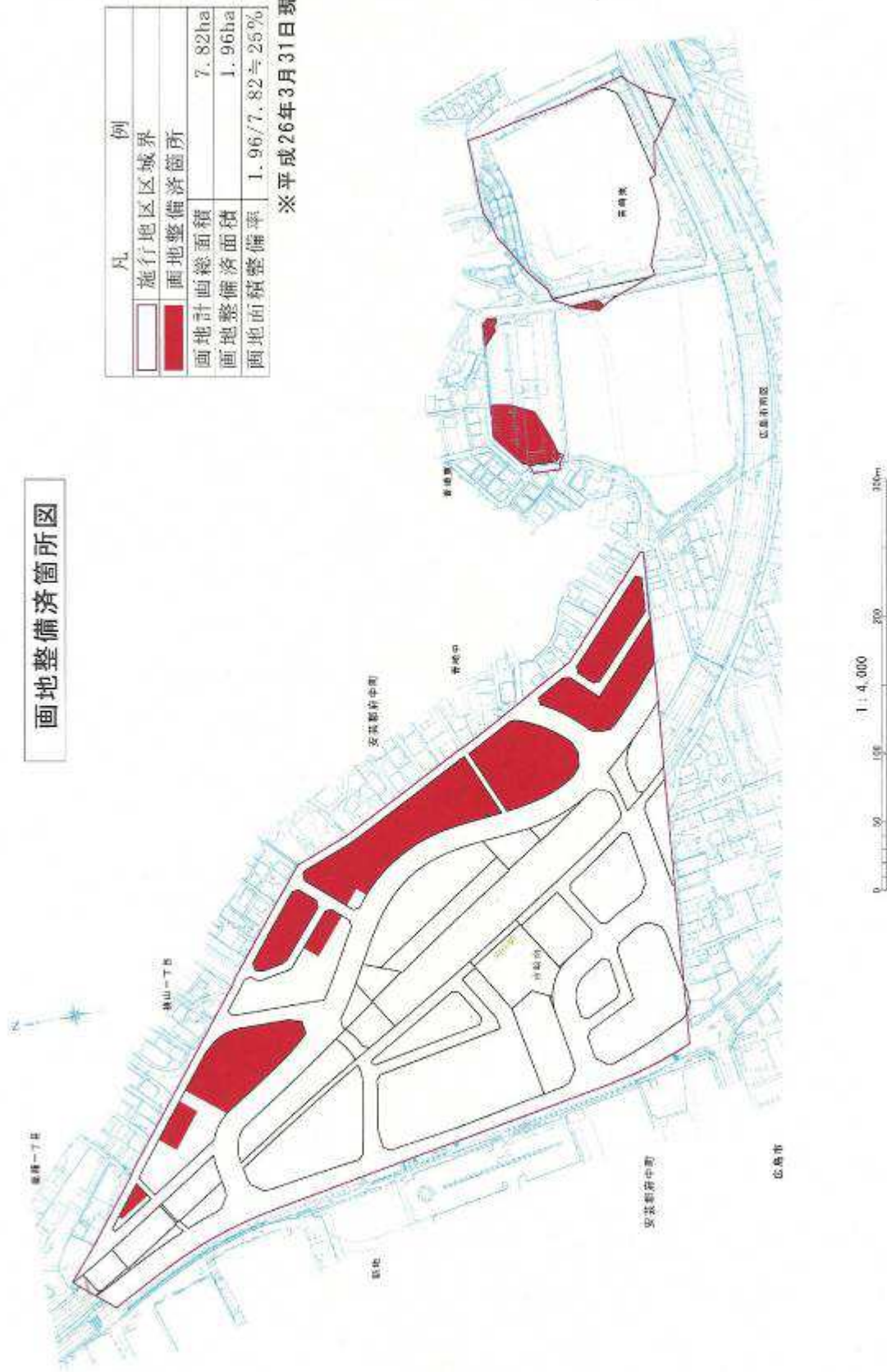
◆移転補償の流れ◆



平成25年度末の画地整備状況について

広島県都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業

画地整備済箇所図



凡 例	
	施行地区区域界
	画地整備済箇所
画地計画総面積	7.82ha
画地整備済面積	1.96ha
画地面積整備率	1.96/7.82≒25%

※平成26年3月31日現在

【区画整理事業の進捗状況】



(平成 13 年 5 月撮影)



(平成 26 年 4 月撮影)



(平成 15 年 6 月撮影)



(平成 26 年 4 月撮影)

【お 知 ら せ】

区画整理だよりを、毎月発行していますが、たよりの中に皆様が描かれた事業区域内風景画やイラストなどを掲載させていただきたいと考え、募集をしております。自薦他薦かまいませんので、区画整理事務所までお問い合わせください。よろしくお願いします。

